

飯能市山間地域振興支援事業（概要版）

第4次山間地域振興計画に基づき、山間地域における地域住民等の団体による自主的かつ主体的に取り組む活動に対し、支援事業の募集を行います。

■ 対象者

山間地域振興事業を企画・実施する山間地域の居住者を含む5人以上で構成する団体

■ 支援内容

支援内容は以下の2種類です。認定事業は3月19日までに実績報告の提出が必要です。

【財政的支援】

次の3つの事業区分ごとに、初年度を30万円を限度として補助金を交付します。また、事業を実施した翌年度以降に、引き続き補助金の必要が認められたものについては、15万円を限度として補助金を交付します。なお、1団体につき1回の交付を限度とし、認定団体が多数の場合は申請額よりも交付額が少なくなる場合があります。

1 いきいきと住みたい地域づくり支援事業

山間地域の人口減少・少子高齢化に対応するため、若者世代をはじめとする転出者を抑制するとともに、山間地域の新たな定住人口確保を目指し、「住みたい」、「いつまでも住みたい」と思える地域環境づくりに取り組む事業を支援します。

【取組事例】

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| ○地域の未来を担う子どもたちや地域の方の
シビックプライドの醸成 | ○移動交通手段の検討 |
| ○地域ぐるみの子育て支援 | ○安心して暮らせる地域づくり |
| ○買い物困難者対策 | ○有害鳥獣対策 |

2 魅力ある地域づくり支援事業

山間地域には、豊かな自然環境や歴史・文化資源が多くあり、こうした地域資源・地域特性を生かした魅力ある地域づくりを進めるため、地域の特色を活かした取組や地域コミュニティの取組を地域ビジネスに発展させ、地域経済の好循環につながる事業を支援します。

【取組事例】

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ○エコツアーによる地域づくり | ○西川材による商品づくり |
| ○観光事業者との連携 | ○農産加工品づくり、販売促進 |
| ○地域の魅力を生かしたイベントの検討と開催 | ○地域ビジネスへの展開 |
| ○自然・歴史・文化の活用による魅力づくり | |

3 空き家の利活用に関する事業

山間地域の空き家の増加に伴い、「空き家」を地域の有効資源として捉え、活用を図るため、地域の活性化や定住促進につながる事業を支援します。

- 空き家情報の収集
- 空き家を活用した高齡者支援
- 空き家を活用した商店の開設
- 空き家を活用した子育てサロン
- 空き家を活用したイベントの開催

※ 補助対象経費について

各事業に要する経費を対象とし、次に掲げる経費は除きます。

また、支援事業により収益があった場合、収益の分配は不可とします。申請時に事業収支の確認ができる書類の提出が必要です。

【対 象 外 経 費】

- ・ 公租公課費
- ・ 団体構成員に対する報償費、食糧費
- ・ 交際費
- ・ 商品券、金券、記念品等の購入に係る経費
- ・ 土地や建物の賃借料、取得費、補償費等に係る経費
- ・ 経常的な維持管理等に係る経費
- ・ 1品10万円を超える備品
- ・ 領収書等により、推進団体が使用した費用について確認ができない経費
- ・ その他市長が不適当と認める経費

【技術的支援】

○アドバイザー派遣事業

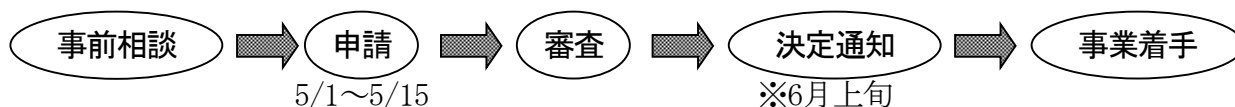
地域が抱える課題解決や、魅力向上を図るため、専門的な知識を有するアドバイザーの派遣を支援します。（18,000円以内×1件を限度とする。）

■ 応募期間

- 第1次募集：令和 7年 5月 1日（木）～ 5月15日（木）
第2次募集：令和 7年 9月頃
※第1次募集で予算枠に達した場合、第2次募集は実施なし。
- 申請書類
申請書類等は、対象の地区行政センターでの受け取り、又は、飯能市のホームページからダウンロードすることができます。
※ 飯能市 山間地域振興支援事業 で検索。

■ 申請から事業着手までの流れ

- ・応募予定の事業がある団体は、事業内容等の確認を申請前に各地区行政センター（南高麗・吾野・東吾野・原市場・名栗）にて事前にご相談ください。
- ・事前相談後、申請書類を各地区行政センターへ提出します。
- ・市で審査会を行い（審査基準は下記のとおり）、審査結果は決定通知等でお知らせします。
- ・事業は、決定通知を受けてから着手します。
- ・申請した事業は、最長でも当該年度の3月19日までに完了し、実績報告を提出します。



■ 審査基準

審査は、次の評価項目に沿って行い、各委員に評価点をつけることにより、採択・不採択を決定します。

評価項目	内容
1 公益性	・事業の内容が市民ニーズを的確に捉えているか。 ・多くの市民が参加できる事業であるか。 ・行政で提供する公共サービスを補完するものであるか。
2 地域性	・地域の特性を活かした取組であるか。 ・地域の振興につながる事業であるか。 ・地域コミュニティを深めることができる事業か。
3 独創性、先駆性	・団体の専門性を活かした事業であるか。 ・新たな視点、発想の取組であるか。
4 目的性、計画性	・実現したい目的が明確になっているか。 ・事業に計画性、実現性が認められるか。
5 継続性、発展性	・事業の継続及び発展が見込める事業か。 ・他地区の市民や他の団体への波及効果があるか。 ・事業終了後も自立した活動が期待できるか。
6 総合評価	・多様な主体と連携・協働した取組であるか。 ・費用と事業内容のバランスがとれているか。 ・山間地域の活性化に寄与する内容となっているか。

■ 応募先

地区行政センター（南高麗・吾野・東吾野・原市場・名栗）

※認定結果は審査会の後、決定通知にてお知らせします。（6月上旬予定）

